

経営診断サービス利用規約

制定日：2026/08/18 / 最終改定日：2026/10/09 (v4.0) / 事業者：Univo（屋号）・堀井 勇輝 / 連絡先：TEL 050-5242-2183・contact@univo.jp

本利用規約（以下「本規約」）は、Univo（屋号。個人事業主 堀井 勇輝。以下「当方」）が提供する経営診断サービス（以下「本サービス」）の利用条件を、本サービスを利用する法人その他の事業者（以下「利用者」）と当方との間で定めるものです。利用者は、本規約に同意のうえ本サービスを申し込むものとします。

第1条（目的・適用）

- 本規約は、当方が提供する自社開発システム（以下「Univo System」）による経営診断（フロントエンド。以下「FE」）その他の付随サービスの利用に関する一切に適用されます。
- 当方が別途定める個別申込書・注文書・仕様書・注記（以下総称して「個別条件」）は本規約の一部を構成します。本規約と個別条件が矛盾する場合は、個別条件が優先します。
- 本サービスは、事業者間取引（BtoB）としてのみ提供します。消費者としての利用は想定しておらず、当方は、事業と関係のない個人（消費者）からの申込を承諾しません。
- 本規約は、民法第548条の2第1項に定める定型約款として、本サービスの利用契約の内容となることをあらかじめ表示したうえで利用者の同意を取得します。

第2条（定義）

- 本サービス**：定性・定量の入力データを、12 モジュールの独自スコアリングエンジン（Univo System）により処理し、モジュール別スコア・分析・優先改善項目・推奨バックエンド（BE）を出力する経営診断、および付随する閲覧環境（VIEW）の提供をいう。
- 成果物**：本サービスにより当方が作成し利用者へ提供する診断レポート、スコア、ダッシュボード（VIEW）その他の出力物をいう。
- VIEW**：成果物を閲覧するための Web ダッシュボードをいう。
- AI 等**：当方が業務の下準備・効率化のために利用する人工知能その他の情報処理ツールをいう。
- 秘密情報**：本サービスの提供に関して相手方から開示された技術上・営業上・財務上その他一切の情報をいう。

6. **受領データ**：本サービスの提供のために利用者から当方が受領した事業データ（定性・定量データ、決算書・試算表その他の資料の原本を含む）をいう。
7. **提出用領域**：利用者が受領データの提出に使用する Web 提出フォーム上の一時保管領域をいう。
8. **営業日**：当方が業務を行う日をいい、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日および当方があらかじめ通知する休業日を除く日をいう。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスの標準的な内容・納期は次のとおりとします（個別条件で変更可）。 - 入力：①定性データ（経営に関するアンケートへの回答・必須）②定量データ（決算の数値その他の数値。決算の数値は、会計ソフトから出力したデータから当方のシステムが読み取り、その他の数値は、利用者が分かる範囲でご記入いただきます）③書類リスト（決算書・試算表等・任意） - 出力：12 モジュール別スコア／詳細分析／優先改善項目の抽出／最適 BE の自動提案 - 標準納期：FE 経営診断 1 週間程度（融資支援等の別メニューは 2 週間程度）
2. 前項の標準納期は、当方が必要な受領データの全部を受領し内容を確認できた日（データ確定日）を起算日とします。利用者のデータ提供の遅延・不備による納期の変動について、当方は責任を負いません。当方の代表者が業務を行えない場合の納期の繰下げは、第 12 条の 3 によります。
3. 成果物の利用者向け閲覧権（VIEW_FE）は本サービス料金に内包され、追加課金はありません。閲覧の範囲・期間は第 19 条によります。
4. 本サービスの一部（データ整理・文章化・下準備等）には、当方の管理下で AI 等を利用します。AI 等の利用および学習非利用の条件は第 8 条および別紙「データ・AI 処理に関する同意書」によります。

第4条（本サービスの性質・非保証・免責）

1. **助言の性質**：本サービスは、客観的データに基づく経営状況の可視化および示唆の提供であり、意思決定の材料を提供するものです。**成果物の内容に基づく経営判断・実行およびその結果は、利用者の責任と裁量において行われるものとし、当方は当該判断・結果について責任を負いません。**
2. **士業独占業務の非提供**：本サービスは、**税務申告・税務書類の作成・税額計算の確定的助言（税理士法）、法律事務・個別具体の法律判断（弁護士法）、登記（司法書士法）その他の士業独占業務を提供するものではありません。**これらが必要な場合、利用者は自らの責任で顧問税理士・弁護士等の有資格者に委ねるものとします。成果物中の税務・法務に関わる記載は一般的情報の整理にとどまり、専門的助言に代わるものではありません。

3. **結果の非保証**：本サービスは、経営改善・売上増加・コスト削減その他特定の成果を保証するものではありません。
4. **資金調達・補助金に関する非保証**：融資支援・補助金支援等を行う場合であっても、**融資の実行・補助金の採択その他の結果を確実に保証するものではありません**。不採択・不実行の場合であっても、当方は返金義務・損害賠償義務その他一切の責任を負いません（別途の成功報酬の定めがある場合を除く）。
5. **診断結果の性質**：モジュール別スコア・バンド・推計金額等は、利用者の提供データと当方の診断ロジックに基づく分析結果であり、第三者（金融機関等）の判断・評価を拘束するものではありません。
6. 前各項は、当方の故意または重過失による場合を除き適用されます。

第5条（申込・契約の成立）

1. 利用者は、本規約の内容を確認のうえ、当方所定の個別申込書に電子契約サービスを用いて電子署名する方法（個別申込書を綴じた契約書類一式の表紙への電子署名を含みます。以下本条において「電子署名」）その他当方が認める方法により、本サービスを申し込みます。
2. 本サービス利用契約は、①利用者による前項の申込と、②当方による受付の通知（受注確認の連絡）が到達した時点で成立します。
3. 電子署名による申込は、書面への記名押印による申込と同等の効力を持つものとして、利用者と当方の双方がこれを承認します。
4. 当方は、電子契約サービスが発行する締結の記録（署名者、署名の日時等）と、申込の対象とした本規約の版を保存し、契約成立の事実および内容の証跡とします。保存の方法は、当方の「電子契約・電子データ保存運用規程」によります。

第5条の2（申込の撤回・キャンセル）

1. 利用者は、書面（電子的方法を含む）による通知をもって、いつでも申込をキャンセルできます。この場合、利用者は、当方が通知を受領した時点における次項の区分に応じたキャンセル料を負担するものとし、当方は、受領済みの料金がキャンセル料を超えるときはその差額を返金します。
2. キャンセル料は、当方がキャンセルの通知を受領した時点に応じて、次のとおりとします。料率はいずれも料金（個別条件に定める額。消費税を除く）に対する割合です。①当方が利用者からデータ（第3条1項の定量・定性データおよび提出書類をいいます。以下本条において同じ）を一件も受領していない間＝0％／②当方がデータの一部または全部を受領した後、データ確定日（第3条2項）の前日までの間＝30％／③データ確定日以降、第13条の2第1項の納品が完了するまでの間＝60％／④第13条の2第1項の納品が完了した後＝100％。

3. 前項④の場合、当方は返金に応じません（第 13 条の修補による対応を妨げません）。また、いずれの区分においても、当方が第三者へ支払済みの実費（外部データベースの利用料等）があるときは、キャンセル料とは別に、その実額を申し受けることができます。

第 6 条（料金・支払・消費税）

1. 本サービスの料金は、個別条件に定める金額とします。適用単価は**申込日（第 5 条 2 項の契約成立日）を基準**に決定し、個別申込書に明記します。
2. 料金は消費税別とし、別途、支払時点の法令に基づく税率による消費税相当額を申し受けます。当方は適格請求書発行事業者です。適格請求書発行事業者登録番号は、各請求書に記載します。本サービスの報酬は、所得税法第 204 条第 1 項第 2 号に定める報酬（企業診断員の業務に関する報酬）に該当します。利用者が源泉徴収義務者に該当する場合、利用者は、同法の定めるところにより源泉徴収を行ったうえで、その残額を当方へ支払うものとします。本規約および個別条件に定める料金は、源泉徴収前の金額をいいます。
3. 支払方法・支払期限は、個別条件によります。個別条件に別段の定めがない限り、支払方法は銀行振込とし、本サービスの料金は、第 13 条の 2 第 1 項の納品が完了した日の属する月の末日で締め、その翌月末日までにお支払いいただきます（毎月末日締め・翌月末日払い）。振込手数料は利用者の負担とします。
4. 支払期限を経過した場合、当方は年 14.6%の割合による遅延損害金を請求できます。

第 7 条（利用者の義務・協力）

1. 利用者は、自らが事業のために本契約を締結する事業者であることを表明し保証します（本サービスは消費者としての利用を想定していません。第 1 条 3 項）。
2. 利用者は、本サービスに必要なデータ・書類を、正確かつ適時に、当方が指定する方法（Web 提出フォームまたは当方が認めた方法）により当方へ提供するものとします。
3. 利用者は、当方へ提供するデータについて、**個人識別情報（氏名・住所・電話・口座番号・代表者名等）のマスキング（記号化）に協力**するものとします。当方は、匿名化・マスキングの検査を行いますが、匿名化作業自体の一次的責任は利用者にあります。
4. 利用者は、提供するデータについて、これを当方へ提供し本サービスに利用させる正当な権限（第三者の同意取得を含む）を有することを表明し保証します。
5. 成果物の品質は、利用者が提供するデータの正確性・網羅性に依存します。データの不正確・不足に起因する成果物の誤りについて、当方は責任を負いません。

第 8 条（データの取扱い・AI 処理への同意）

1. 利用者は、当方が本サービスの提供のために、利用者から受領したデータを、**個人識別情報をマスキングしたうえで**、Univo System および AI 等により処理することに同意します。
2. 当方は、AI 等を、**入力データが提供元の学習に利用されないオプトアウト済・エンタープライズ／API 等の環境に限定して**利用します。
3. AI 等の利用・学習非利用・第三者提供・保存/削除に関する詳細は、別紙「データ・AI 処理に関する同意書」に定め、利用者はこれに同意するものとします。

第 9 条（秘密保持）

1. 当方および利用者は、本サービスに関して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面（電子的方法を含む）による承諾なく第三者に開示・漏えいせず、本サービスの目的以外に使用しないものとします。
2. 前項にかかわらず、当方は第 8 条に基づく AI 等・第三者サービスへの必要最小限の提供を行うことができます。
3. 本条は、契約終了後も 5 年間存続します（NDA 第 6 条と同一期間に統一）。
4. 相互の秘密保持の詳細は別途「相互秘密保持契約（NDA）」を締結した場合、当該 NDA が優先します。

第 10 条（個人情報の取扱い）

1. 当方は、本サービスの遂行にあたり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、当方のプライバシーポリシー（当方のウェブサイトに掲載）に従い取り扱います。
2. 当方は、原則として個人識別情報を記号化（匿名化・マスキング）した構造データのみを処理し、個人情報そのものを AI 等に入力しない運用とします。

第 11 条（知的財産権）

1. 本サービスに関する Univo System、スコアリングエンジン・診断ロジック、レポート・ダッシュボードのフォーマット・様式、分析ツール（Excel 等）、その他当方が創作・提供する一切の成果物（利用者固有のデータそのものを除く）に関する著作権（著作権法 27 条・28 条の権利を含む）その他一切の知的財産権は、**当方に帰属**します。
2. 利用者は、成果物を**自己の内部的な経営目的の範囲でのみ**利用でき、**当方の事前の書面による承諾なく、第三者への転売・再許諾・複製頒布・二次利用・リバースエンジニアリング（診断ロジックの解析）をしてはならないもの**とします。ただし、利用者が自己の顧問税理士・取引金融機

関・弁護士等の専門家に対し、自己の経営・資金調達の目的で成果物を開示することは、内部的利用に含まれるものとします。

3. 利用者が提供したデータそのものに関する権利は利用者に帰属します。当方は、当該データを本サービスの提供および統計的・匿名的な分析・サービス改善の目的で利用できるものとします（個人・企業を識別できない形式に限る）。

第 12 条（第三者サービス・システムの利用と免責）

1. 当方は、本サービスの提供にあたり、外部のクラウド・配信・認証・会計・AI 等の第三者サービス（Vercel／Supabase／freee／AI 基盤等）を利用します。
2. これら第三者サービスの障害・仕様変更・停止・データ滅失その他当方の合理的支配を超える事由に起因して利用者に生じた損害について、当方は責任を負いません（第 14 条の範囲で対応する場合を除く）。
3. VIEW・システムは、保守・障害対応・不可抗力等により一時的に中断・停止することがあります。当方は、計画的な保守による停止をあらかじめ通知するよう努めます。VIEW の稼働率その他の SLA（サービス水準保証）は定めません。

第 12 条の 2（再委託）

1. 当方は、本サービスの提供に必要な範囲で、業務の全部または一部を第三者に委託することができます。この委託には、①前条 1 項の第三者サービス（クラウド・配信・認証・会計・AI 基盤等）の利用（システムによる処理の委託）、および②これ以外の第三者に対する業務の一部の委託（人による作業の委託）を含みます。
2. 当方は、前項の委託にあたり、委託先に対して第 9 条（秘密保持）と同等以上の秘密保持義務を課し、受領データの取扱いについて必要かつ適切な監督を行います。委託先がさらに第三者へ委託する場合も同様とします。個人情報の取扱いを伴う委託は、別紙「データ・AI 処理に関する同意書」第 4 条 3 項（委託先の選定・監督）によります。
3. 当方は、委託先の行為について、自らの行為と同様に利用者に対して責任を負います。この場合の賠償の範囲および上限は第 14 条によります。ただし、前条 2 項（第三者サービスの障害・仕様変更・停止等）に定める事由については、同項によります。
4. 利用者は、当方に対し、第 1 項②の委託（人による作業の委託）について、その委託の範囲および委託先の種類の開示を求めることができ、当方は書面（電子的方法を含む）によりこれに回答します。
5. 当方は、委託の有無にかかわらず、成果物の内容の最終的な確認を自ら行います。

第 12 条の 3（代表者が業務に就けない場合の納期の繰下げ・解約・返金）

1. 本サービスの業務は、当方の代表者 1 名（本規約の冒頭に記載した個人事業主をいいます。以下本条において「代表者」）が行います（第 12 条の 2 による委託の場合を除きます）。代表者が、自らの傷病（通院、入院および療養を含みます）、親族の傷病、介護もしくは葬儀その他のやむを得ない事由（以下本条において「就業不能事由」）により、本サービスの業務の全部または一部を行えないときは、当方は、利用者に対し、第 24 条 1 項に定める方法により、速やかに（原則として、就業不能事由が生じた日から 2 営業日以内に）、次の事項を通知します。通知した見込みが変わったときも、同様とします。なお、第 2 条 8 号にいう当方があらかじめ通知する休業日は、就業不能事由に当たりません。- (1) 就業不能事由が生じたこと（当方は、就業不能事由の具体的な内容を通知する義務を負いません）- (2) 代表者が業務を行えない見込みの期間（見込みが立たないときは、その旨）- (3) 次項により繰り下げる納品予定日の見込み- (4) 利用者が第 3 項により本契約を解約できる場合に当たるときは、その旨と解約の方法
2. 就業不能事由が生じたときは、納品予定日（個別条件に定める納品予定日をいい、その定めがないときは第 3 条 1 項・2 項により定まる日をいいます。以下本条において同じ）は、代表者が業務を行えない日数（暦日で数えます）を限度として、当然に繰り下がるものとします。ただし、本項による繰下げの日数は、本契約について通算して 30 日を上限とします。当方は、代表者が業務を再開したときは、この限度の範囲内でできる限り早い日を繰下げ後の納品予定日と定め、速やかに利用者に通知します。
3. 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、納品の完了（第 13 条の 2 第 1 項）までの間、当方に書面（電子的方法を含む）で通知することにより、いつでも本契約を解約できます。
- (1) 第 1 項の通知において、代表者が業務を行えない見込みの期間が 14 日（以下本条において「基準日数」）以上であるとされたとき、または見込みが立たないとされたとき- (2) 代表者が業務を行えない期間が、通算して基準日数以上となったとき- (3) 納品予定日から基準日数を経過しても納品が完了せず、その理由について当方から通知がないとき
4. 当方は、代表者が業務を行えない期間が第 2 項の上限を超える見込みとなったときは、納品の完了までの間、利用者に通知して本契約を解約できます。ただし、当方と利用者は、合意により新たな納品予定日を定めて、本契約を続けることができます。
5. 本条により本契約が解約されたとき、または当方に生じた事由により本契約が納品の完了の前に終了したときは、次のとおりとします。- (1) 当方は、料金、キャンセル料（第 5 条の 2）、実費その他名目のいかなを問わず、利用者に金銭を請求しません。- (2) 当方は、利用者から受領済みの金銭（当方が現に受領した額をいいます）があるときは、その全額を、解約または終了の日（利用者から返金先の口座の通知を受けた日がこれより後のときは、その日）から 30 日以内に、利用者が指定する金融機関の口座への振込みにより返金します。振込手数料は当方が負担します。

6. 納品の完了の後に就業不能事由が生じたときは、本サービスの役務は提供済みとし、料金の返金は第3号の場合に限ります。このほか、次のとおりとします。 - (1) 利用者が第13条2項または第13条の2第2項に定める期間内に行った通知は、代表者が業務を行えない間であっても、第24条1項により到達した時に効力を生じます。 - (2) 当方は、第13条2項または第13条の2第4項による修補を、代表者が業務を再開した後、遅滞なく行います。 - (3) 利用者が成果物の誤りを具体的に示して第13条2項または第13条の2第2項の通知をした日から、第2項の上限の日数を経過しても、就業不能事由により当方が修補を行えないときは、利用者は、当方に通知して本契約を解約できます。この場合は、前項を適用します。
7. 就業不能事由が生じている間も、当方は、次のとおりとします。 - (1) 当方のウェブサイトからのお問い合わせおよびお申込みの受付（受付の確認メールの自動送信を含みます）、ならびに提出用領域での受領データの受付を、当方のシステムにより自動で続けます（第12条3項による中断を除きます）。ただし、受付によって契約が成立するものではありません（第5条2項）。 - (2) 提出期限（第19条4項）が就業不能事由の生じている間に到来し、利用者の提出が完了していないときは、当方は、代表者が業務を再開した後速やかに、提出用領域を再び利用できる状態にし、延長後の提出期限を利用者に通知します。延長の日数は、第2項により繰り下げた日数を下回らないものとします。 - (3) 受領データおよび成果物は、第9条、第10条、第12条の2および第19条の定めのとおりに取り扱い、就業不能事由を理由としてその取扱いを変えません。当方は、就業不能事由を理由として、利用者の個別の同意なく、代表者に代わる者に受領データを取り扱わせ、または本サービスの業務を行わせることはありません。 - (4) 納品済みの成果物の閲覧（第19条1項）は、就業不能事由の有無にかかわらず、引き続き利用できます（第12条3項による中断を除きます）。
8. 本条と他の条との関係は、次のとおりとします。 - (1) 本条による解約には、第5条の2を適用しません。利用者が、就業不能事由の生じている間に第5条の2により申込をキャンセルしたときは、同条2項の区分は、就業不能事由が生じた時点の区分によります。 - (2) 第2項により繰り下げた範囲内の納品の遅れについて、当方は責任を負わず、この遅れは第17条の解除の事由に当たりません。ただし、就業不能事由が当方の故意または重大な過失によって生じたときは、この限りではありません。 - (3) 就業不能事由が第21条の事由にも当たるときは、当方の損害賠償の責任については同条により、その他の事項（通知、納品予定日の繰下げ、解約、返金、受付およびデータの取扱い）については本条によります。 - (4) 就業不能事由による本契約の履行の中断については、第18条1項によらず、本条によります。 - (5) 本条による返金は、第14条にいう損害賠償には当たりません。
9. 本条は、本サービス（FE）に適用します。本サービスの料金は一括で定めるため、本条は、利用者が提供を受けられなかった部分について料金を請求せず、受領済みの金銭を返金するものとしています。月額で定める継続支援（BE）について代表者が業務を行えない場合の取扱いは、当方と利用者が締結する業務委託契約書の定め（業務の一時停止、月額報酬の日割りによる減額および解約）によります。

第 13 条（保証の否認・契約不適合）

1. 当方は、成果物が利用者の特定の目的に適合すること、誤りがないこと、中断なく利用できることを保証しません（現状有姿での提供）。
2. 成果物に当方の責めに帰すべき明白な誤り（計算誤り・データ取り違い等）があった場合、利用者は成果物の受領後 14 日以内に当方へ通知するものとし、当方は無償で修補（訂正版の再提供）を行います。**修補をもって当方の契約不適合に関する責任の全部とし、代金減額・損害賠償・解除は第 14 条の範囲を超えないもの**とします。

第 13 条の 2（成果物の納品・内容の確認）

1. 当方は、成果物が完成したときは、利用者に対し、電子メールその他当方が定める方法により納品の通知を行います。当該通知には、VIEW の閲覧用リンク（マジックリンク）の送付を含みます。成果物の納品は、当該通知が利用者に到達した時（第 24 条 1 項）に完了したものとします。
2. 利用者は、前項の納品の完了後 7 営業日以内に成果物の内容を確認し、内容に疑義または誤りがあるときは、その内容を具体的に示して、当方へ書面（電子的方法を含む）により通知するものとします。
3. 利用者が、成果物の内容の確認を終えた旨を当方に伝えたときは、その時に成果物の内容の確認が完了したものとします。当方が成果物の内容を説明するために設ける面談（オンラインによるものを含みます。以下本条において「説明の場」といいます）において口頭で伝えたときも、同様とします。口頭で伝えられたときは、当方は、その旨と日時を、速やかに電子メールにより利用者に通知します。このほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める時に成果物の内容の確認が完了したものとみなします。- (1) 前項の期間内に利用者から同項の通知がないとき：当該期間が満了した時。- (2) 利用者が成果物を、内容の確認の範囲を超えて利用したとき（第三者への提示、金融機関その他への提出を含みます。VIEW の閲覧そのものは含みません）：当該利用の時。
4. 第 2 項の通知があったときは、当方は速やかにその内容を検討し、当方の責めに帰すべき誤りであると認めるときは、無償で修補（訂正版の再提供）を行います。修補後の再提供についても本条を準用します。
5. 本条による確認の完了をもって、本サービスに係る当方の役務の提供は終了したものとします。ただし、確認の完了は、第 13 条 2 項に基づく修補の請求（成果物の受領後 14 日以内）を妨げるものではありません。本サービスの料金の請求は、確認の完了を待たず、第 1 項の納品の完了後に行うことができます。料金の支払期限は、確認の完了の時期および第 4 項による修補後の再提供の有無にかかわらず、第 1 項の納品が完了した日の属する月を締め月として、第 6 条 3 項により定めます。

6. 第5条の2第3項および第19条1項にいう「納品」（第19条1項にあつては「納品時点」）は、第1項の納品をいいます。

第14条（損害賠償・責任の制限）

1. 当方が本サービスに関して利用者に対して負う損害賠償責任は、当方の**故意または重過失による場合を除き**、次の各号の制限に服します。- (1) 賠償の対象は、当方の債務不履行または不法行為と相当因果関係のある**通常かつ直接の損害**に限る。**逸失利益・間接損害・特別損害・データ滅失に伴う損害・第三者からの請求は含まない**。- (2) 賠償額の上限は、**当該損害の発生原因となった本サービスについて利用者が現に当方へ支払った料金の総額**とする。
2. 利用者の責めに帰すべき事由（データの不正確・提供遅延・目的外利用等）により生じた損害について、当方は責任を負いません。

第15条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり次の行為をしてはなりません。1. 第11条に反する成果物・ロジックの二次利用・転売・解析。2. 虚偽のデータ提供、当方システムへの不正アクセス・妨害。3. VIEWの認証用リンク（マジックリンク）を、閲覧権限のない第三者へ転送・共有する行為。4. 当方または第三者の権利・利益を侵害する行為、法令・公序良俗に反する行為。5. 反社会的勢力への便益供与その他第16条に反する行為。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 当方および利用者は、自己および自己の役員・従業員等が、暴力団・暴力団員・その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」）に該当せず、将来にわたり該当しないことを表明し保証します。
2. 当方および利用者は、相手方が前項に違反し、または相手方が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められた場合、**何らの催告を要せず直ちに本契約を解除**でき、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第17条（解除）

1. 当方および利用者は、相手方に次の事由が生じた場合、催告のうえ（第16条による場合その他重大な事由がある場合は無催告で）本契約を解除できます。- 本規約・個別条件の重大な違反、支払の遅延、支払停止・破産・民事再生等の申立て、その他信頼関係を破壊する事由。
2. 解除は、既に発生した債権債務および損害賠償請求を妨げません。

第 18 条（サービスの変更・中断・終了）

1. 当方は、事前の通知により本サービスの内容を変更でき、また合理的な理由により本サービスの全部または一部を中断・終了できます。
2. 当方が本サービス（VIEW_FE の閲覧提供を含む）を終了する場合、当方は、終了の 3 ヶ月前までに利用者へ通知するとともに、**納品済みの FE 成果物について、利用者が手元保存できる形式（静的ファイル・PDF 等）で提供する等の代替措置**を講じます。第 19 条 1 項の無期限閲覧は、かかる代替措置を条件として、本サービスの提供終了により終了することがあります。
3. 本サービスの終了により利用者に生じた損害について、当方は第 14 条の範囲を超えて責任を負いません。

第 19 条（VIEW 閲覧権・データ保持）

1. FE 成果物の閲覧（VIEW_FE）は、納品時点の結果を静的スナップショットとして凍結保存し、**無期限で閲覧可能**とします（マジックリンク等による認証。追加課金なし。第 18 条 2 項の場合を除く）。
2. 継続的なモニタリング・月次更新・予測等の機能は、別途 BE 契約（月額）を締結した場合に、契約期間中に限り提供されます。FE 画面では、当該機能をロック状態のティーザーとして提示することがあります（提示は診断結果の根拠に基づく推奨 BE に限る＝過剰提案はしません）。
3. 当方は、受領データ（第 2 条 6 号）を、案件ごとのフォルダにおいて保存します。保存期間は、受領データの引き取り完了日から **7 年間**とします。
4. 当方は、提出用領域（第 2 条 7 号）について、当方が案件ごとに定める提出期限を経過し、かつ当方が受領データの引き取りを完了した後は、これを削除することがあります。提出期限を延長した場合、提出用領域は延長後の期限まで利用できる状態に復します。
5. 第 3 項の保存期間の経過後、当方は受領データを遅滞なく削除または復元不能な方法で匿名化します。ただし、法令上保存義務がある場合、または紛争解決・監査対応上必要な場合はこの限りではありません。
6. 前 3 項の保存期間・削除方法は、第 1 項の VIEW_FE 閲覧のために保持するデータ（スナップショット）の保存とは別に管理します。VIEW_FE のスナップショットの保存期間・削除条件は別途定めます。

第 20 条（規約の変更）

1. 当方は、民法第 548 条の 4（定型約款の変更）に従い、①変更が利用者の一般の利益に適合するとき、または②変更が契約目的に反せず、変更の必要性・内容の相当性等に照らして合理的であるときは、本規約を変更できます。

2. 当方は、変更後の規約の内容および効力発生時期を、効力発生時期の1ヶ月前までに、当方ウェブサイトへの掲示および契約中の利用者への電子メール通知その他相当な方法で周知します。
3. 変更後に利用者が本サービスの利用を継続した場合であっても、前2項の要件を満たさない変更は効力を生じません。

第21条（不可抗力）

天災地変、感染症の流行、戦争・暴動、法令の制定改廃、電力・通信の途絶、第三者サービスの障害その他当事者の合理的支配を超える事由により債務の履行が妨げられた場合、当該当事者は当該不履行について責任を負いません。

第22条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、当方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡・承継・担保供与してはなりません。当方が事業譲渡・法人成りその他の事業再編により本サービスに係る事業を第三者（当方が設立する法人を含む）に承継させる場合、当方は、本契約上の地位を当該承継先に承継させることができるものとし、利用者はあらかじめこれに同意します。

第23条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または本サービスに関して紛争が生じた場合、**東京地方裁判所**を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（通知・電子データの保存・権利不放弃・分離可能性・存続条項・完全合意）

1. 本規約に基づく通知・連絡は、電子メールその他当方が別途指定する方法により行います。当方の宛先はcontact@univo.jpとし、当方がお送りした電子メールへの返信による通知も、当方への通知として有効です。利用者の宛先は、個別条件に記載した連絡先とします。通知・連絡は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
2. 本契約に関して電磁的に授受された契約書・申込書・請求書等の取引関係書類は、各当事者が、自己に適用される法令（電子帳簿保存法を含む）に従い電子データのまま保存します。当方の保存運用は「電子契約・電子データ保存 運用規程」によります。
3. 当方が本規約上の権利を行使せず、または行使を遅延した場合であっても、当該権利を放棄したものとはみなされません。
4. 本規約のいずれかの条項が無効・執行不能とされても、他の条項の有効性は影響を受けません。

5. 第4条・第9条・第10条・第11条・第12条の2・第12条の3第5項・第6項・第14条・第19条・第23条その他性質上存続すべき条項は、契約終了後も効力を有します。
6. 本規約および個別条件は、本サービスに関する当事者間の完全な合意を構成し、従前の口頭・書面の合意に優先します。

第25条（協議）

本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、当方および利用者が信義誠実の原則に従い協議して解決します。

以上

【同意の記録】

本規約への同意は、個別申込書への電子署名により行います。署名者と署名の日時は電子契約サービスの締結の記録に、同意の対象とした本規約の版は個別申込書に記録されます。書面への記名押印は行いません。

当方 Univo 堀井 勇輝